

第三十八回 参議院商工委員会會議錄第五号

昭和三十六年二月二十八日(火曜日)

午後二時十二分開会

委員の異動

二月二十二日委員高野一夫君辭任につき、その補欠として古池信三君を議長において指名した。

二月二十五日委員井川伊平君辭任につき、その補欠として安井謙君を議長において指名した。

二月二十七日委員安井謙君辭任につき、その補欠として大川光三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 劍木 享弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
吉田 法晴君

委員

上原 正吉君
大川 光三君
岸田 幸雄君
齋藤 昇君
山本 利壽君
阿具根 登君
岡 三郎君
近藤 信一君
樺 繁夫君

國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君
國務大臣 迫水 久常君

政府委員

通商産業省 今井 善衛君
通商局長

通商産業省 佐橋 滋君
重工業局長

通商産業省 松村 敬一君
繊維局長

工業技術院長 後藤 以紀君
経済企画庁 中野 正一君
調整局長

経済企画庁 大来佐武郎君
総合計画局長

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○割賦販売法案(内閣送付、予備審査)

○鉱工業技術研究組合法案(内閣送付、予備審査)

○機械類賦税信用保險臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○經濟の自立と發展に関する調査(昭和三十六年度通商産業省の施策に関する件)

○委員長(劍木享弘君) これより商工委員会を開会いたします。

最初に、委員の異動について報告をいたします。去る二十二日、高野一夫君が委員を辭任され、その補欠として古池信三君が委員に選任され、二十五日、井川伊平君が委員を辭任され、その補欠として安井謙君が委員に選任、昨二十七日、安井謙君が委員を辭任、その補欠として大川光三君が委員に選

任されました。

○委員長(劍木享弘君) 次に、本日の議事について報告いたします。本日は、まず理事の補欠互選を行ない、次いで新たに提案されました割賦販売法案外二件の趣旨説明を聴取し、その後時間の許す限り通産、企画両大臣に対する質疑を行ないます。

なおこの際、本委員会の開会日につきましては、理事会において協議をいたした結果につき御報告いたしておきたいと存じます。定例日につきましては、先般火、木の二日とすることとし御了承を願ったのでありますが、三月に入りますとともに、本院予算委員会あるいは本会議の關係上、大臣の出欠が困難となることも考えられますので、都合によりましては、あらかじめ理事会に諮った上、適宜開会日を変更することに意見の一致を見ましたので、御了承を願いたいと存じます。

○委員長(劍木享弘君) それでは、まず理事補欠互選の件を議題といたします。

理事古池信三君が一たん委員を辭任されたため、理事に欠員を生じておりますので、その補欠を互選いたしたいと存じますが、先例により、成規の手続きを省略し、委員長の名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(劍木享弘君) 御異議ないものと認めます。それでは理事に古池信三君を指名いたします。

のと認めます。それでは理事に古池信三君を指名いたします。

○委員長(劍木享弘君) 次に、割賦販売法案、鉱工業技術研究組合法案、機械類賦税信用保險臨時措置法案、以上三案を便宜一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(椎名悦三郎君) まず、割賦販売法案について提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国における割賦販売が、ここ数年來急速な發展を遂げておりますことは、皆様御承知の通りであります。このように割賦販売が、國民經濟上かなりの地歩を占めるようになりまして、消費支出の合理化を通じて生活水準の向上に役立つとともに、生産業者にとりては国内における商品市場を拡大し、大量生産による生産費の切り下げを可能とするからであります。このような制度は、今後ますます發展していくものと考えられるのであります。

しかしながら、割賦販売は、長期間にわたる継続契約であるため、割賦販売業者と購入者との間に紛争が生じやすい等、種々の問題がありますので、今後、割賦販売の健全かつ合理的な発達をはかつていくためには、一般の購入者の保護、割賦販売業者の債権の確保、その他割賦販売の健全化について、必要な措置を講ずる必要があるものと考えられます。これが、本法案を

提案するに至った理由であります。

次に、本法案の概要について申し上げます。

第一に、一般の購入者を保護するため、割賦販売業者に対して現金価格、割賦販売価格等を明示する義務及び割賦販売契約の基本的な内容を記載した書面を購入者に交付する義務を課するとともに、契約の解除損害賠償等に関して、購入者を不当に不利な立場に置く契約条項は無効とすることにしております。

第二に、割賦販売業者の債権の確保をはかるため、割賦販売された商品の所有権は、その代金が完済されるまでは、割賦販売業者に留保されたものと推定することとしております。

第三に、割賦販売の健全な発達をはかるため必要があるときは、主務大臣は、商品ごとに頭金の割合と賦払期間とについて、標準を定めてこれを公示し、それに著しく違反して割賦販売が行なわれ、割賦販売の健全な発達に著しい支障が生ずるようなときは、その割賦販売業者に対して、販売条件の改善を勧告することができるようにして、割賦販売の健全化をはかることとしております。

第四に、商品の引渡しに先だつて購入者から代金を受領する前払式割賦販売は、登録を受け、営業保証金を供託した者でなければ、業として営んではならないこととし、登録を受けることができる者を資力、信用のある者に限ることによって、一般の購入者の保護をはかることとしております。

第五に、信販会社、チケット発行団体等の制賦購入あつせん業者の発行する証票が、大量に転々流通すること及びその目的外使用により、不健全金融が行なわれることを防止するため、それを譲り受け、あるいは資金の融通に關して提供させることを業として行なうことを禁止することとしております。

第六に、制賦購入あつせんは、登録を受け、營業保証金を供託した者でなければ、業として営んではならないこととし、登録を受けることができる者を資力、信用のある者に限ることによつて、加緊小売店の保護をはかることとしております。

本法案の内容は、おおむね以上のとおりであります。

何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

次に、鉱工業技術研究組合法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

世界的な技術革新と貿易自由化の進展に即応しつつ、当面せる国民所得倍増計画を達成するためには、産業構造を高度化し、生産能率の向上をはかることが必須の要件であり、そのためには、その基礎となる工鉱業技術を大いに振興しなければならぬことは、あらためて申し上げるまでもないところであります。

わが国産業界においても、近年、国産技術を創造するための自主的試験研究体制を確立しようとする機運が次第に高まつてきてゐるのでありますが、基礎研究から大規模な工業化への一貫した試験研究の展開とか、多数部門の技術の総合化を必要とする試験研究の遂行

等につきましても、一事業者の力のみをもつては、実施困難な場合が少なくないものであります。これらについては、事業者が協同して研究する体制をとることが、有効適切な方策であると考えられるのであります。

しかるに、現在協同研究体がとり得る組織としてあげることができる公益法人、中小企業等協同組合、会社、任意団体等は、いずれも協同研究を推進するための組織といはしましては、適切といえない場合が多いのであります。

そこで、協同研究のために最も適した組織として、新たに鉱工業技術研究組合という制度を設け、産業界における鉱工業技術の協同研究の推進をはかり、もつて技術水準の向上に寄与しようとするのが、本法案の主眼とするところであります。

この法律案の内容につきましては、御審議のつど詳細に御説明申し上げますが、ここに、その概略を述べさせていただきます。すなわち、鉱工業技術研究組合の組織としての著しい特質は次の諸点であります。

第一は、試験研究を主たる目的とする性格上、非出資の組合とし、組合の運営に要する費用は原則として組合員に対する賦課金によることとした点であります。

第二は、本制度の乱用を避けるため、実質的には一企業の研究所と異ならないような機動的な組合あるいは休眠組合を排除し得るよう規定を整備した点であります。

第三は、事業年度ごとの剰余金の分配を禁止し、組合の非営利性を明確にするとともに、事業遂行の基礎を自壊さ

せることのないよう配慮した点であります。

その他につきましても、本組合が、試験研究に關する相互扶助組織でありますので、必要に応じて、類似の性格を有する中小企業等協同組合に關する規定を準用することとしております。

次に本法案におきましては、組合の結成及びその行なう試験研究の促進をはかるための税制上の特別措置を置くこととしており、その内容につきましては、租税特別措置法の一部を改正する法律案において、御審議を願うこととなっております。

以上が、この法律案の提案理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、機械類賦税信用保険臨時措置法案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の国民経済上、中小企業がきつて重要な地位を占めており、今後わが国経済の健全な発展をはかるためには、中小企業の設備の近代化を強力に推進する必要があることは、論を待たないところであります。

最近、設備機械につきまして、主として中小企業に対する割賦販売が徐々増加しておりますことは、ただいま申し上げました中小企業の設備の近代化という面から、きつて注目し得ることと存じます。しかしながら、割賦販売の相手方は、主として中小企業でありますので、割賦販売に伴う信用危険が大きく、設備機械の製造業者等が、割賦販売を一段と積極化するに

は、なお、相当の困難がある実情にあります。

他方、そのような設備機械の供給の任に当たりますわが国の機械工業は、国民経済の高度成長になう産業として、所得倍増計画におきましても、今後画期的な発展を期待されておりますが、現状におきましては、その国際競争力は、はなはだ弱体であり、今後の貿易自由化に対処して、早急に生産規模を高めて、コスト引き下げをはかる必要があり、特に工作機械等の設備機械につきましては、割賦販売によつて、国内市場を積極的に拡大すると同時に、市場の安定をはかる必要が痛感されております。

かように中小企業の設備の近代化を推進するという面と、設備機械の市場の拡大と安定をはかつて、その国際競争力を強化するという二つの要請にあわせこたえるためには、設備機械の割賦販売を、今後大いに促進することが必要であると存するものであります。

が、このためには割賦販売取引について政府による信用保険制度を確立することが何よりも肝要であり、これが本法案を提案するに至つた理由でございます。

次に、本法案の概要について申し上げます。

第一に、保険契約の形式でございますが、これは、原則として設備機械類の製造業者を相手方として、会計年度ごとに、国が、包括保険契約の形の信用保険契約を締結することとしております。

包括保険契約の形をとりましたのは、その会計年度内に、その製造業者が割賦販売をする特定の設備機械は、すべて保険契約の対象となりますので、危険が分散されて、保険料の低減をはかることができるわけでございます。

第二に、保険契約の内容でございますが、この保険契約を締結いたしますと、製造業者は、設備機械類を割賦販売した場合に、その割賦販売代金が不払いとなつたときの損失を、国から填補されることとなります。この損失に對する国からの填補の割合は、百分の五十となっております。

第三に、保険事業の健全な運営をはかるため、特定の場合には、政府は保険契約を締結してはならないこととするとともに、保険金の支払いを受けた製造業者等には、代金回収に努力する義務を課し、回収金は、政府が填補した損害の割合に応じて政府に納付させ、また製造業者等が、法律または契約の条項に違反した場合には、保険金の不払いまたは返還等の措置をとることができるとしてあります。

第四に、本法案による信用保険事業を運営する方式でございますが、その能率的、合理的運営をはかるため、国が一般会計からの繰入金等をもつて、特別会計を設置し、この特別会計をもつて、独立採算制による事業の運営をすることとしてあります。なお、ただいま申し上げました特別会計につきましては、別途機械類賦税信用保険特別会計法案を提出いたしております。

本法案の内容は、おおむね以上の通りであります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(鈴木幸弘君) 各法案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(鈴木幸弘君) 次に、経済の自立と発展に關する調査を議題とし、昭和三十六年度の通商産業省及び経済

企庫庁の施策一般につき質疑を行なうことといたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○近藤信一君 通産大臣からの御説明によりますと、今年度は昨年度より通産関係の予算が非常に多くなつた、いわゆる具体的には五十五億ふえておる。特に今年度は通産関係におきまして、中小企業の育成振興というところに重点を置いておる、こういう御説明があつたわけなんです。このことは歴代の通産大臣が、いつも中小企業振興については、特に重点を置いて、そして計画をしていきたい、こういう御説明があるわけなんです、一向に中小企業が経済の上の地位を占めたという実情というものが現われてこないのじゃないかと思うのです。

その点について通産大臣は、今後どのように考えておられるか。今年度の特に中小企業に対する大臣の一つ考えをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 中小企業対策はこれはもう長年の間、歴代の内閣が当たつて参つたのでございまして、きわめて複雑でございまして、これというきめ手がなかなか見つからない。まあそういう点もございまして、不特定多数の中小企業を相手にしてやることでございまして、なかなかすぐ、即効が表われないというふうなうらみがある、もちろん事柄自体にあることでもありますが、しかしやはり何と申しましても、長い間の移り変わりを顧みても、相手がやはり施策といふものが浸透して参りまして、日本のこの中小企業というもののあり方も、漸次緩慢ながら改善されてきておるの

ではないか、こう思う次第でござい

ます。私は、今度の新しい年度の施策等につきまして、決して一般の予算あるいは政府の財政投融資その他の万端の対策というものが、満足な点まで行き届いていないことは決して考えま

せん。まだまだ施策の足りないところを痛感するのでございまして、まあ漸次ではあるけれども、着実にその効力をおさめるように進めて参りたいと思ふのであります。特にこの所得倍増に関連いたしまして、大企業との所得格差の問題、これは中小企業の経済に占める役割を考えましても、また消費という面からいって、中小企業の人口上に占める割合等から見ましても、とにかくこの振興は、所得倍増計画を達成する上において非常に重要な点であるというところを考へまして、来年度の施策におきましては設備近代化、この点を特に重要視いたしまして、従来の倍以上の予算で問題に当たりたい、対処して参りたいと、かように考へておりますが、特に今まで設備近代化といつたしましては、設備、機械まあそういったような点だけを考慮しておつたのでありますけれども、中小企業

のほんとうの育成発達のためには、環境そのものから考へていかなければいかんと思ふ。

そういう点に着目いたしまして、わずかでございまして、初年度の新しい着手でありまして、三億程度の新しいわゆる団地の問題を取り上げまして、そして環境的に新しい環境に移つて、そして環境そのものから不利を脱却する。または中小企業の労働者の不足という点も考慮され

ますので、共通の福利施設をそこに設けるといふようなところを助成して参りたい、かように考へ、その他金融等、一段とその程度を高めて新年度に臨んでおるような状況でございまして、まあ緩慢ではございまいしょうが、着実にその効果をあげて参りたいと、かように考へております。

○近藤信一君 特に私は、大臣は商工関係で長い間御苦労なさつた方でありまして、中小企業に対するところの造詣というものは深いと思ふのです。しかし私どもが考へてみまするに、大臣の御承知のように、中小企業対策として、今まで幾つかの法律が実行されたわけなんです。ところが、それによつて中小企業というものが、依然としてなかなか発展しない、その原因といふものは、一体どこにあるか、また体質改善のために、どうのこうのといわれが、実際上は設備の近代化にいたしまして、これは思ふように、その近代化ができない、それはやはり近代化設備に對して、政府が貸し出しするといふ金、この金額にいたしまして、一併二十万や三十万の金額では、私はとうてい企業の設備の改善近代化なんというところはできないと思ふのです。

そういう点が非常に窮屈ではないかと私は思ふのですが、この点はどうですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 金融の面からいつても、中小企業の資金、信用が貧弱なために、思ふような金融を得られない。これを改善するためには、信用力を付与してやる必要があるといふので、保証制度といふものが、数

来施行されておるわけでありまして。でありますから、だんだん保証制度も信用力の補完作用として育つて参りましたが、だんだん細々とした金融から、その程度を高めるといふことに、相当役立つものと考えております。

それから技術あるいは経営力の点において、まだまだ低い段階にあるのでありますから、こういったような問題につきましても、最近、ことに零細企業につきましても、商工会法の制定以来、この技術、経営の指導に当たつておるような状況でございまして、いづれにいたしまして、こういったような問題、それから、ばらばらな経済活動をするということによつて、まあ実質的に、自分の首を絞めるというやうな結果になりがちでございまして、団体組織の法、あるいは協同組合法等の活用によつて組織的にして参る、こういったやうな方面に、依然として興味はないのでありますけれども、こういう方面に、たんに努力をいたしまして、逐次、中小企業の体質改善、近代化といふものを達成して参りたり、こう考へております。

○近藤信一君 さらにもう一つは、今、大臣がちょっと言われました、今、中小企業は非常に困つてゐること、労働者の確保という点が、一番大きな一つの隘路になつてゐると思ふのです。特に中小企業で労働者を確保しようといつたしまして、百名なり五十名なりの申請をしましても、これのまあ三分の一くらいしか確保ができない。そしてひどいところになりますと、まあ中小企業といつても零細企業もあるわけなんですから、零細企業などは、人員を幾ら確保しようとしても確保が

できないというのが、今日の状態だと私思う。

そういう点、特に中小企業に対する労働者の確保の点について、何かお考へありますか。この点、お伺いします。

○國務大臣(椎名悦三郎君) まあ、結局給与が低いということだろうと思ひます。また給与のほかに、働く環境も非常に悪いというやうな点、つまり給与その他就業条件が悪い、これを改善するといふことが労働者確保の道であると思ふのでございまして、そうするには、どうすればいいかということ、結局生産性というものを高めていく、そして相対的に、大企業と同じやうなことを、一ぺんにやるわけには参りませんけれども逐次、就業者に対して給付を高めていくといふことでなければいかぬと思ふのであります。また一方においては、それでもなお、なかなか人が得られないという状況にだんだんなると思ふのであります。これらの点とともに考えなければならぬことは、やはり人手をなるべく省いて、そして機械作業にだんだん移行する、中小企業といふことも機械作業に移行するといふことを考へるべきであると思ふのであります。

何と申しましても、今たしか十二万の中小工業の生産性というものが、大企業のはとんど四分の一くらいの生産性しかあげておられないというのが、ただいまの現況でございまして、少なくともこの程度の零細企業でも、大企業の五、六〇%までは生産性を向上するといふやうに、一つ指導して参りたい、かように考へております。

○近藤信一君 大臣も、中小企業は給

料が悪いという点を一つ指摘されておりました。全くその通りだと思つておる。

では、一体なぜ中小企業は給料が安いのか、ここに私は問題があると思つておる。大企業は、給料がいいといひましても、大企業は、組み立てがおもてありまして、ほとんどの大企業におきまして、中小企業に二重三重の下請をさしておるわけなんです。下請工場は、だんだんと下へいくほど給料が安くなつてくることは当然だと思つておる。これは利益が少ないから、そういう結果になる、そして一つ間違えれば、その下請代金も遅払いになる、こういう状態が続く限りにおいては、私は中小企業におけるところのいわゆる労働者の給料という面は、なかなか改善されていかないだらうと思つておる。一体、こういう変則的なことが起こつてくるのは、やはり大企業と中小企業との、いわゆるその間におけるいろいろな面が問題になつてくると思つておる。今池田内閣は、所得倍増を大きく打ち出してありますけれども、こういうことがある限りにおいては、中小企業と大企業の格差というものは、私はますます大きくなつていくんじゃないかと思つておる。この点、大臣のお考えはいかがですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まあ機械工業なんか、一番いい親会社と下請企業との関係の典型的なものでございまして、やはりいいものを安定して作り、これを供給するという、まじめな企業を志している限りにおいては、親企業といへども、そうむやみに下請工

業をいじめるものではないと私は見ております。しかしすべてがすべて、そういう系列関係において円満にいつていふことは私も思いません。しかし、だんだんその機械工業が育つて参りました、そしていわゆる国際競争力を十分に身につけていくに従つて、いわゆる所得倍増の計画のラインに沿つて進展する限りにおいては、下請企業といへども、一緒にその恩恵を受けられるはずであります。ただ、いじめるからというふうなものではない、全体の繁栄というものの、十分に恵沢に浴して、下請企業である中小企業もだんだんその地位が向上するものであるというふうに考えるのでございまして、しかしそう甘くばかり考えておられない。

場合によつては、下請企業の方にしわ寄せをするというふうな面もございまして、そういうような点につきましまして、いわゆる下請企業に対する支払い遅延防止法、そういうような制度もあります。これはもちろん私のところでも施行しているのじやありませんが、公取の方で、これは主管しておりますが、そういうったような制度も活用いたしまして、十分にまあ親会社ともどもに繁榮する、そういうように仕向けていかなきゃならぬ、かようにまあ考えておるのであります。

○近藤信一君 もう一つは、政府は、設備の近代化をはかつて所得を倍増する、ところが私どもが考えますに、設備の近代化をはかつて生産を増強する、だんだんと物は、よけい過ぎ過ぎてくると、ところが一方においては、また政府は輸出振興を強力にして、そしてこれを何とか解決すると、こういうことをいっておられますけれども

も、私は輸出振興について、今非常に危険な方向に向いておるんじゃないかというふうな考えです。それはアメリカのドル防衛による域外買付の停止をやまして、そして貿易に対するところの規制をやるうとしておるわけなんです。政府は、そんなものは大したことないというふうなことをいつておられますけれども、現実の問題として、もうここに私は輸出の規制の問題が出てきているのじやないかと思つておる。

これに對すると、この政府の考え方は、どのような考え方を持っておられるのか、この点、お聞かせ願ひたいと思つておる。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まあケネディ政権が生まれて、どのようなことをいふだらうと思つて注目しておりますが、やはりドル防衛の政策は受け難く、やうであります。しかし関税を高めるとか、あるいは輸入規制をするというふうな、そういう保護政策はとらない、あくまで国際的な貿易の拡大というものによつて、このアメリカのドル防衛の政策というものを達成していきたいということをいつておるのであります。

でありますから、アメリカ政府としては、あくまでこの自由主義の経済政策というものによつて、今後ともいふことを、われわれ確信して差しつかえないと思つておる。ところが、最近だ、心配なことは、日本の既製服の輸入が協定の範囲内、もちろん三分の一くらい——一年に十二万着というたしか協定だつたと思つておる。その三分の一にも達しないくらいの実績しかないのかかわらず、何という

のですか、あるいは風声鶴唳というのか、日本の既製服の輸入というものを、非常に極端に将来をおそれて、そしてアメリカの既製服の労働者の団体が、輸入規制の運動を起し始めまして、これに對して、アメリカ駐在の大使から、嚴重な抗議を米國政府に申し入れたのであります。運動は停止するどころか、むしろより強化されて、そして既製服の輸入という問題から、ちよつと方向がそれて、そして日本の服地をかうなというふうな運動、あるいは決議をしたようであります。このような機運というものは、初めてわれが経験するわけでありまして、今まではアメリカの業界が、関税を高めるとかといったような運動を、政府に對して働きかけておつたのであります。が、今度は労働者が、これに對する運動をしていふ。これはもう全く、初めての現象だと私は考えております。これに對しまして、もちろんアメリカの政府に對して、わが方の駐米大使から、嚴重な抗議をしておるところであります。成り行きにつきましては、十分これを見守つて、そして生地の対策を、さらに講じなければならぬと思つておる。はたしてどういふことになりましか、今後の進展をしばらく見つめていくより仕方がない。

ただ、先ほども申し上げましたように、政府みずからの政策には、何らそういう保護政策らしいものをとるような傾向は一つもみえませんが、その点、私はアメリカの新大統領の声明を信頼していいものだ、こう考えております。

○近藤信一君 業者はそんなに騒いでいないが、労働者の方が、盛んに今度の問題については騒いでおる。こういう話ですが、その点は、またあとから私、触れますけれども、実際に、アメリカの今度のドル防衛は、やはり輸入品を規制するというだけではなくして、今後は、輸出振興に重点を置いて、アメリカ製品の出出を大いにやつていこうというのが、アメリカ側の今度唱えている一つの問題であらうと思つておる。

そういたしますと、いわゆる日本が輸出している国、たとえば東南アジア等において、やはりアメリカと日本とが競争せなければならぬという事態が、私は起こつてくるのじやないかと思つておる。それに対する見通しは、いかがですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これは輸出努力は、一そうアメリカにおいて振われるだらうと、従つて、アメリカ以外には、国際市場において、随所において競争が激化するといふことは、これはもう覚悟していかなければならぬと思つておる。

しかし一面において、日本あるいはヨーロッパ諸国——自由陣営の国々と呼びかけて、そしてアメリカが、今までの海外の経済協力をやつておつたのであるけれども、相当実力がつたようだから、一つ協力して、肩がわりをしてみたいといふようなことも、アメリカは言つておる。結局、日本のこの国際市場拡大というものを、頭から否定してかかるというのではなしに、全体の国際貿易の量をふやしていく。そういう目標のもとに、輸出努力が、アメリカによつて大いになされるものであるといふことを、われわれは考えておりますし、従つて、そういう

面から、やはり競争は、相当従来よりも激化する。激化するが、一面においては、経済協力の肩がわり等を向こうが申し出ているくらいでありまして、特に東南アジアにおける日本の市場というものが、そのために縮小されるというふうなことはない。やはり拡大していくべきであり、またそれが可能である、かように考えております。

この数年前から、そういったような手を、東南アジアあるいは中南米等に着々と打ってきているわけでありまして、それが、だんだんと実ってきている。その効果が、漸次現われつつあるということも、すでに輸出業界において認めているところでありまして、決してそう、そうアメリカの輸出努力によって、日本の市場が縮小されるのだというふうな程度に、悲観する必要はないと考えております。

○近藤信一君 今、大臣が言われましたアメリカの労働者の諸君が、今度、それに対して非常に心配して、日本品のボイコットというか、そういう運動が今展開されているようです。それは私は、本来私どもの聞くと、このところ、今年に入ってから、アメリカでは五百万以上の失業者が出ていると、こういうふうな点から、アメリカの二大労働組合が先頭に立って、この運動を推し進めよう、こういう方針をとっているようにありますが、やはりこれに対して私も考えますことは、やはりここ数年、合板の輸出に對しまして、非常に自主規制ということが叫ばれて、合板業界では、この点でいろいろ話合せて、自主的に若干の規制をしたようにございます。

今度の問題、特に綿製品の問題、これに對して、過日通商局長が同僚議員の質問に對して答弁しておられたのは、今月末ぐらいに、この輸出規制の問題について話し合おう、こういうふうなことがあったわけなんです。ところが私は、今度の問題は、綿製品だけでなくして、いわゆる日本の織物に對しては裁断をしない、こういうふうなことを、アメリカのそれそれ衣料品関係の労働組合でも決議をしているようなことを聞いています。

それに対して、従来はこの綿製品に對する問題であつたが、将来は、織物全体ということになると、毛織物、これにも私は影響はくるところなのですが、その点は、いかがでしょう。

○國務大臣(権名三郎君) 現に今起こっているのは、毛織物の加工に携わらないという、既製の労働者の決議でございますから、もしもそれが、その通り行なわれるということになりますれば、日本の織維業に對する非常に大きな脅威であると考えております。たしか数字は二十四、五百万ドル輸出されておるようでありまして、全くそれが断たれてしまうというふうなことになる、これは日本の織維業界に對する非常に大きな脅威であると考えております。

○近藤信一君 これは通産大臣だけでなく、通商局長からも御答弁願つてけつこうだと思ひますが、私はこの織物に、そういうまず第一矢が向けられて、これが織物に對してだんだんと、そういうふうな方向へいきますと、いわゆる陶磁器の問題、さらに洋食器の問題、自動車、いろいろな面に、私は波及して行くと思ひますが、この点

は、いかがですか。

○政府委員(今井善衛君) ただいまアメリカの動きをいたしましては、はっきり現われておりますのは、今大臣からお話ございました既成服でございますが、そのほか、ちよつと労働の動きとして、はしりとして見えますのは、シカゴの近辺の電気器具の労働組合、これはまあ全体の電気器具の労働組合のごく一部でございますけれども、その電気器具の労働組合が、日本からの部品については、組み立てにあらずからないというふうな決議をし、そのな配がございまして、しかし、これはごく一部の組合、しかも日本から、ほとんどあまり部品が出ておりませんので、今のところ、それほど大きな心配はないんじゃないかと思ひますが、確かに、まあそのような動きがあるというところは非常に残念だと思ひますが、ただ陶磁器なりあるいは合板なり、いろいろなところと及ぶかということになりますと、これは原料と製品、つまり原料として、輸入しております場合には、かような可能性もなきにしもあらずでございますが、大部分製品として入れている場合におきましては、そういう動きがでないような業者が非常に多いということにならうかと思ひます。

對しては、これをボイコットすると、こういうふうな方向に、今活発に動いておると、こういうふうには私はちよつと聞きまして、その点、いかがですか。

○政府委員(今井善衛君) トランジスターの問題につきましては、これは、非常に向こうの業界が運動を起して、おるのでございまして、三十四年のたしか九月ごろだと思ひますが、民間国防動員局というところに提訴をいたしまして、トランジスターは、アメリカとして大事な軍需産業である、従つてトランジスターの輸入が非常にふえることによりまして、アメリカの軍需産業としてのトランジスター産業が危殆に陥るというふうなことで提訴して、おるわけでございます。これは現在結論は出ておりませんが、大體、まあさうな動きがございまして、先ほど申しました、労働組合が関係しておるといふのは、そのシカゴのごく一部の労働組合でございます、これは何と申しますか、業界としては、むしろ小さな、生産額もむしろ僅少な連中でございます、従ひまして、むしろわれわれとしましては、その動きよりも、業界全体の動きを注目しておるような次第でございます。

○近藤信一君 これは数年前にも、燕市の洋食器の製造業者が大恐慌をきたしたことがあるのですが、特に洋食器の輸出の問題については、どうですか。

○政府委員(今井善衛君) 数年前に、日本から金銀洋食器が非常にたくさん輸出されて、それがアメリカの同じ業界を危殆に陥れるということで、関税委員会に提訴されたのでござい

す。その場合に日本をいたしまして、とにかく今まで出ておりますものよりも、少し数量を削りまして、日本のいわゆる自主規制を行なうということでもって、関税率の引き上げの問題は一応小康を得ていたのでございまして、カナダあたりから非常に大量にアメリカ市場に流れたというふうなことのたに、向こうをいたしましては、いわゆるタリフ・クォータという制度を採用いたしまして、五百七十五万ダースまでは低い関税で、それをこえる場合におきましては、高い関税を課するという制度を実施しておるわけでございます。

現在、日本をいたしましては、それに應じて五百五十万ダースの自主規制のワを作りました、守つておる次第でございます。アメリカ政府が取り上げましたものといつたしまして、今まで教養値がございまして、この金銀洋食器等が、一番代表的なもので、他はいろいろ業界としてさきまして、関税委員会に提訴しておりました、関税委員会が却下したり、あるいは大統領が勅告を付したという業種が、ほとんど大部分でございまして、金銀洋食器につきましては、たまたまそういうことによりまして、アメリカ政府として取り上げたものの一つの例でございます。

○近藤信一君 陶磁器、それからペニヤ、合板、この関係はどうですか。

○政府委員(今井善衛君) 陶磁器につきましては、差しあたり問題はあまりないでございまして、高級の陶磁器につきましては、向こうとしても別に国内産業に悪い影響はないということ、何らの反対が今までございませ

ん。わが方といたしましては、いわゆる下級と申しますか、それにつきまして、年間四万ダースということでもって、自主規制をしております、現在陶磁器自体につきましては、何らの動きがない。

ただモザイク・タイルと申しますか、それにつきましては、現在関税委員会に提訴されておまして、これにつきまして、近く関税委員会で結論を出す、かようなことになっておるのでございます。

それから合板につきましては、やはり数年前に関税委員会に提訴されたのでございまして、これは関税委員会として、アメリカ産業に影響を与えないという結論を出しまして、別に関税引き上げなり、輸入制限という措置はとっておりません。ただ、日本側としては、相手側にあまりに強い刺激を与えるという事は、どうかという事で、わが方で自主的に規制をしているというのが現状でございます。

○近藤信一君 大臣が、何か時間がないうでございまして、私もやめますけれども、やはり私は、今度、ケネディ政権の支柱になっておるアメリカの二大労働組合が中心となつて、この大きな運動が起つておる、そういう点から考えると、私はだんだんと、これが発展していくと、次から次と波及していく危険性があると思うのですね。

だから、そういう大きく発展しない前に、政府としてはアメリカ側と十分この対策についての話し合いをして、そうして、これからの日本の輸出に対して悪影響のないように、一つ努力をしていただきたい、かように考えま

して、私の質問を終わります。

○榊原夫君 経済企画庁長官にお尋ねをいたします。

政府、自民党の中で、水の管理行政の一元化ということについて、いろいろお話が出ておるようですが、巷間伝わるるところによりますと、これは、まあ農林省でも、建設省でも、厚生省でも、通産省でもなくて、経済企画庁の方で所管されることになる、その立法の手続が進んでおるといふことを聞くのですが、そういうことに、政府の御方針はきまつたのでしょうか。

○國務大臣(迫水久常君) 水の総合利用開発といふ事か、そういうことに、この計画を立てるといふ仕事が一つありまして、もう一つは、それを実施する母体の問題、二つ、この問題にはあるわけでありまして。

そのうちの総合的に計画を立て調整をするという仕事は、私の方で引き受けることにきまりました。この計画を、いよいよ具体的に実施する母体というものが愛知用水公団のような、公団のようなことを考えているんですけれども、この公団が、一体どの役所の所管になるべきかといふことについては、まだ結論を得ておりません。

○榊原夫君 例の水利公団法か、名前はわかりませんが、そういうものの立案は、政府内部で進んでおりますか。

○國務大臣(迫水久常君) 水資源利用促進、そういう法律は、目下、私どものところで、間もなく提案をするつもりでございます。しかし、公団法の方は、提案するともしないとも、現在のところはきまつておりませんが、おそらく提案はしないんじゃないかという感じもいたす程度であります。

○榊原夫君 水何とか法律は、今国会に提案されるわけですか。

○國務大臣(迫水久常君) 促進法の計画を立てる方の、審議会を作つて計画を立てる方の法律は、今回に提案をいたします。これは予算関係法律ですから、少なくとも衆議院の総括質問が始まるまでは、出さなさいいけないというので、目下調整中であります。

○榊原夫君 そこで、そのなんでは、地下水の管理については、どういうお考えですか。

○國務大臣(迫水久常君) 地下水は、入っていないようです。流れている水……

○榊原夫君 流れている水の利用について法律は作るが、地盤沈下の重要な原因をなしている——この工業用水法なんというものは、地盤沈下を防止するために工業用水道を造つて地下水のくみ上げを制限しようとする目的を持つた法律ができています。それにもかかわらず、地下水の管理について、政府が流れておる水のことだけをお考えになつておるといふことであれば、地下水の管理、地盤沈下の防止対策というふうなもの、一体、どこでこれはあずかつていく方針でしょうか。

○國務大臣(迫水久常君) 榊さんの御質問は、若干私の弱点についておるようですけれども、ちょっと私、そのところは、あまり勉強してなかつたのですけれども、その問題は、建設省のほうで……通産省が……工場を建つた……もう一ぺん、そいつをよく勉強します。

○榊原夫君 工業用水法をちよつと見ますと、工業それからガスの供給事業などについて地下水をくみ上げること

については、若干の規制を行なつておるのでありますけれども、たとえば建物とか、それから今新潟で問題になつていまして水溶性ガスのための地下水の膨大なくみ上げ、こういうものに對する規制の法律が、私の不勉強かもしれせんけれども、ないんです。せつかく水資源の利用について、総合的な立法を企画されておるときに、目に見えんいうて、こういうものを忘れられると、たいへん片手落ちになりますし、国としてもたいへんな問題ですから、きょうは私は、この程度でおきますが、これは経済企画庁長官、目に見えない水の流れもあるわけですから、そのほうもひとつ、この次に伺いますから。

○委員長(剣木亨弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がなければ、本日の質疑は、この程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時十六分散会

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、鉱工業技術研究組合法案

二、鉱工業技術研究組合法案

(原則)

第三条 組合は、次の要件を備えなければならない。

一 組合員が鉱工業の生産技術に關する試験研究(以下単に「試験研究」という。)を協同して行なうことを主たる目的とする。

二 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

三 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

(名称)

第四条 組合は、その名称中に技術研究組合という文字を用いなければならない。

第五条 組合は、次の事業を行なうことができる。

一 組合員のために試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。

二 組合員に対する技術指導を行なうこと。

三 試験研究のための施設を組合員に使用させること。

四 前各号の事業に附帯する事業(組合員の資格)

第六条 組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行なう事業に組合の行なう試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。

(発起人)

第七条 組合を設立するには、その組合員にならうとする三人以上の

者が発起人となることを要する。
(設立の認可)

第八条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに試験研究の実施計画、成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 設立手続並びに定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その事業を行なうために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 その行なおうとする試験研究が組合員が協同して行なうことによつて効率的に実施しうるものであること。

(定款)
第九条 組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合員たる資格に関する規定

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 費用の賦課に関する規定

七 損失の処理に関する規定

八 組合員の権利義務に関する規定

九 事業の執行に関する規定

十 役員に関する規定

十一 会議に関する規定

十二 会計に関する規定

十三 残余財産の処分に関する規定

十四 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3 第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載しなければならない。

(定款の変更)
第十条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 第八条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(規約)
第十一条 組合の運営に関し必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

2 組合は、前項の規約を設定し、変更し、又は廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(事業計画及び収支予算)
第十二条 組合は、その成立の日の属する事業年度を除き、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣に届け出なければならない。

2 組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(費用の賦課)
第十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(試験研究用固定資産の取得等について納付した費用に対する所得税又は法人税の課税の特例)
第十四条 主務大臣及び大蔵大臣は、組合に対し、その行なうとする試験研究が国民経済上重要なものであり、かつ、その取得し、又は製作しようとする機械及び装置(起重機等の搬送設備を含む。)並びに工具、器具及び備品(以下「試験研究用固定資産」という。)が当該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができ

2 前項の承認を受けた組合が、前条第一項の規定により、その承認に係る試験研究用固定資産を取得し、又は製作するための費用を賦課する場合において、組合員がその費用を組合に納付したときは、その納付した費用については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(剰余金の処理)
第十五条 組合は、毎事業年度、剰余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

(準用)
第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第二条(登記)、第四条第二項(住所)、第十一条、第十三条、第十八条、第十九条(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員)、第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで(設立)、第三十五条(第五項を除く。)、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条、第三十八条の二、第三十九条(第二項第三号を除く。)、第四十条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十二条から第五十四条まで(総会)、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条第一項、第六十九条(解散及び清算)、第八十三条(第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。)、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条から第九十三条まで(登記)、第九十四条から第九十五条の二まで(雑則)並びに第九十五条第一号、第二号、第四号から第九号まで(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三十一条、第三十五条の二、第

四十八条、第六十二条第二項、第六十三条第三項、第九十七条第三項及び第九十八条から第九十九条の二まで中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同法第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十三條第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「鐵工業技術研究組合法第八條第二項」と、同法第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とあるのは「鐵工業技術研究組合法第八條第一項の認可」と、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鐵工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替へるものとする。

(主務大臣)
第十七条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五

第二項若しくは第五條の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第十九条 組合が第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六條第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第二十條 第四條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第二十一條 次の場合には、組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第十一條第二項又は第十二條の規定に違反したとき。

二 第十五條の規定に違反したとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に技術研究組合という名称を用いている者は、この法律の施行後三月以内に、その名称を変更しなければなら

らない。

3 第四條第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「中小企業団体中央会」の下に「、銑工業技術研究組合」を、「中小企業団体の組織に關する法律」の下に「、銑工業技術研究組合法」を加える。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、割賦販売法案

一、石炭銑業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

一、機械類賦払信用保険臨時措置法案

割賦販売法案

割賦販売法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 割賦販売

第一節 総則(第三条―第八條)

第二節 割賦販売の標準条件(第九條・第十條)

第三節 前払式割賦販売(第十條―第二十九條)

第三章 割賦購入あつせん(第三十條―第三十五條)

第四章 雑則(第三十六條―第四十一條)

第五章 罰則(第四十二條―第四十七條)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、割賦販売及び割賦購入あつせんに係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることにし、商品の流通を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「割賦販売」とは、購入者から代金を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領すること(購入者をして販売業者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に對し、二月以上の期間にわたり三回以上預金させた後、その預金のうちから代金を受領することを含む。)を条件として指定商品を買取することをいう。

2 この法律において「指定商品」とは、耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「割賦購入あつせん」とは、それと引換えに特定の販売業者から商品を購入し、それができる証票をこれにより商品を購入しようとする者(以下この項において「利用者」という)に交付し、当該利用者がその証票と引換えに特定の販売業者からその証票に表示されている金額に相当する商品を購入したときは、当該利用者からその証票に表示されている金額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者に当該商品

の代金に相当する金額を交付することをいう。

第二章 割賦販売

第一節 総則

(割賦販売条件の明示)

第三条 割賦販売を業とする者(以下「割賦販売業者」という)は、割賦販売を行なう指定商品について次の事項を顧客の見やすい方法により明示しなければならない。

一 現金販売価格(商品の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合の価格をいう)。

二 割賦販売価格(割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。以下同じ)。

三 割賦販売に係る代金の支払(その支払に充てるための預金の預入れを含む。以下同じ)の期間及び回数。

四 第十一條に規定する前払式割賦販売の場合には、商品の引渡時期。

(書面の交付) 第四条 割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約を締結したときは、次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 割賦販売価格

二 賦払金(割賦販売に係る各回の代金の支払分をいう。以下同じ)の額

三 賦払金の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期

五 契約の解除に關する事項

(契約の解除等の制限) 第五条 割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約(購入者の

ために商行となる契約を除く)について賦払金の支払の義務が履行されない場合において、十五日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、賦払金の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

(契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限) 第六条 割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に應じ当該各号に掲げる額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払を購入者に對して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額(当該商品の割賦販売に係る額から当該商品の返還された時における額を控除した額が通常の使用料の額をこえるときは、その額)

二 当該商品が返還されない場合 当該商品の割賦販売に係る額

三 当該契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

(所有權に關する推定)

第七條 割賦販売の方法により販売

された指定商品の所有権は、賦払金の全部の支払の義務が履行される時までは、割賦販売業者に留保されたものと推定する。

(適用除外)

第八條 この章の規定は、次の割賦販売については、適用しない。

- 一 指定商品又はこれを部品若しくは付属品とする商品販売することを業とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売
- 二 輸出取引たる割賦販売
- 三 国又は地方公共団体が行なう割賦販売
- 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行なう割賦販売（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行なう割賦販売を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

- ロ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十八條第二項又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二條の団体
- ハ 労働組合
- 五 事業者がその従業者に対して行なう割賦販売

六 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に該当する割賦販売

第二節 割賦販売の標準条件

(標準条件の公示)

第九條 主務大臣は、割賦販売（第十一條に規定する前払式割賦販売を除く。以下次条において同じ。）

について、その健全な発達を図るため必要があるときは、指定商品ごとに、割賦販売価格に対する第一回の賦払金の額の標準となるべき割合及び割賦販売に係る代金の支払の標準となるべき期間を定め、これを告示するものとする。

(勸告)

第十條 主務大臣は、割賦販売業者が前条第一項の規定により告示した割合より著しく低い第一回の賦払金の額の割賦販売価格に対する割合又は同項の規定により告示した期間より著しく長い代金の支払の期間によつて指定商品の割賦販売を行なつてゐるため、当該商品の割賦販売の健全な発達に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき、又は、当該割賦販売業者に対し、その割合を引き上げ、又はその期間を短縮すべきことを勧告することができる。

第十一條 指定商品を引き渡すに先だつて購入者から二回以上にわたるその代金の全部又は一部を受領する割賦販売（以下「前払式割賦販売」という。）は、通商産業省に備える前払式割賦販売業者登録簿

に登録を受けた法人（以下「登録割賦販売業者」という。）でなければ、業として営んではならない。

ただし、次の場合は、この限りでない。

- 一 指定商品の前払式割賦販売の方法による年間の販売額が政令で定める金額に満たない場合
- 二 指定商品が新たに定められた場合において、現に当該指定商品を前払式割賦販売の方法により販売することを業として営んでゐる者が、その定められた日から六日間（その期間内に次条の申請書を提出した場合に、その申請につき登録又は登録拒否の処分があるまでの間を含む。）当該商品を販売するとき。

三 前条の期間が経過した後において、その期間の末日までに締結した同号の指定商品の前払式割賦販売の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内で営む場合

第十二條 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 本店その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
- 三 資本又は出資の額及び役員の名
- 四 前項の申請書には、定款、登記簿の謄本その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

第十三條 前条第一項の規定による登録の申請をしようとする者は、手数料として三千円を納付しなければならない。

(登録及びその通知)

第十四條 通商産業大臣は、第十二條第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、第十二條第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を前払式割賦販売業者登録簿に登録しなければならない。

第十五條 通商産業大臣は、第十二條第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法人でない者
- 二 資本又は出資の額が購入者を保護するため必要かつ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人
- 三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人
- 四 第二十三條第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人

五 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない法人

六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

- イ 破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 登録割賦販売業者が第二十三條第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその登録割賦販売業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

第三 通商産業大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(営業保証金の供託)

第十六條 登録割賦販売業者は、営業保証金を主たる営業所のもよりの供託所に供託しなければならない。

れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 登録制賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

(営業保証金の額等)

第十七条 前条第一項の営業保証金の額は、主たる営業所につき十万円、その他の営業所又は代理店につき営業所又は代理店ごとに五万円の割合による金額の合計額とする。ただし、その額は、五十万円をこえないものとする。

2 前項の営業保証金は、通商産業省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他通商産業省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

(営業所等の新設の場合の営業保証金)

第十八条 登録制賦販売業者は、営業の開始後新たに営業所又は代理店を設置したときは、当該営業所又は代理店につき前条第一項に規定する割合による金額の営業保証金を供託しなければならない。ただし、その者が供託する営業保証金の総額が五十万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

2 第十六条及び前条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(変更登録の申請)

第十九条 登録制賦販売業者は、第十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、その変更に

係る事項を記載した変更登録の申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第十二条第二項、第十四条及び第十五条の規定は、前項の規定による変更登録の申請に準用する。

(契約の締結の禁止)

第二十条 通商産業大臣は、登録制賦販売業者が第十五条第一項第三号の規定に該当することとなつた場合において、購入者の保護のため必要があると認めるときは、当該登録制賦販売業者に対し、前払式制賦販売の契約を締結してはならない旨を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その登録制賦販売業者が六月以内にその命令の要件に該当しなくなつたときは、その命令を取り消さなければならない。

(営業保証金の還付)

第二十一条 登録制賦販売業者と前払式制賦販売の契約を締結した者は、その契約によつて生じた債権に關し、当該登録制賦販売業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

(営業保証金の不足額の供託)

第二十二条 登録制賦販売業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第十七条第一項に規定する額に不足することとなつたときは、

その不足額を供託しなければならない。

2 第十六条第二項及び第十七条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(登録の取消)

第二十三条 通商産業大臣は、登録制賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第十五条第一項第二号、第五号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。

二 第二十条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同条第二項の規定による取消しがされないとき。

三 第二十条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第十四条第一項の規定による登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、登録制賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十六条第三項(第十八条第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反して営業を開始したとき。

二 第十九条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

三 前条第一項の規定による供託をしないとき。

3 通商産業大臣は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、そ

の旨を当該登録制賦販売業者であつた者に通知しなければならない。

(処分公告)

第二十四条 通商産業大臣は、第二十条第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項の規定によりこれを取り消したとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消の申請)

第二十五条 登録制賦販売業者が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、通商産業大臣に登録の取消の申請をしなければならない。

一 前払式制賦販売の営業を廃止した場合、その法人を代表する役員

二 合併により解散した場合、その法人を代表する役員であつた者

三 破産により解散した場合、その破産管財人

四 合併又は破産以外の理由により解散した場合、その清算人

(登録の消除)

第二十六条 通商産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、前払式制賦販売業者登録につき、その登録制賦販売業者に關する登録を消除しなければならない。

一 第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

二 前条の規定による申請があつたとき。

三 前号に該当する場合のほか、前条各号の一に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

2 第二十三条第三項及び第二十四条の規定は、前項第二号又は第三号の規定により登録を消除した場合に準用する。

(契約の解除)

第二十七条 登録制賦販売業者が第二十条第一項の規定による命令を受け、第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は前条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録制賦販売業者と前払式制賦販売の契約を締結している者でその契約に係る商品の引渡しを受けていないものは、その契約を解除することができる。

2 前項の規定に反する特約は無効とする。

(登録の取消し等に伴う取引の結了)

第二十八条 登録制賦販売業者が第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第二十六条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録制賦販売業者であつた者又はその一般承継人は、当該登録制賦販売業者が締結した前払式制賦販売の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお登録制賦販売業者とみなす。

(営業保証金の取戻し)

第二十九條 第二十六條第一項の規定による登録の消除があつたときは、登録制賦販売業者であつた者又はその承継人（前条の規定により登録制賦販売業者とみなされる者を除く。）は、当該登録制賦販売業者であつた者が供託した営業保証金を取り戻すことができる。登録制賦販売業者が一部の営業所又は代理店を廃止した場合において、営業保証金の額が第十七條第一項に規定する額をこえることとなつたときにおけるその超過額についても、同様とする。

2 前項の営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第二十一條第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公告その他営業保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

第三章 制賦購入あつせん
(証券の譲受け等の禁止)
第三十條 何人も、業として、第二條第三項の証券（以下単に「証券」という。）を譲り受け、又は資金の融通に關して証券の提供を受けてはならない。

(制賦購入あつせん業者の登録)
第三十一條 制賦購入あつせんは、通商産業省に備える制賦購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法人（以下「登録制賦購入あつせん業者」という。）でなければ、業として営んでならない。ただし、第八條第四号の団体については、この限りでない。

(登録の申請)
第三十二條 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載して申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 名称
二 本店その他の営業所の名称及び所在地
三 資本又は出資の額及び役員の名
(準用規定)
第三十三條 第十二條第二項、第十三條から第十九條まで、第二十一條から第二十六條まで、第二十八條及び第二十九條の規定は、制賦購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第十五條第一項第二号中「購入者」とあり、又は第二十一條第一項中「前式制賦販売の契約を締結した者」とあるのは「制賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者」と、第十七條第一項及び第十八條第一項中「営業所又は代理店」とあるのは「営業所」と、第二十三條第一項第二号及び第二十三條第二号中「第二十四條第一項」とあるのは「第三十四條第一項」と、第二十八條中「締結した前式制賦販売の契約に基づく取引」とあるのは「交付した証券に係る取引」と読み替へるものとする。

第三十四條 通商産業大臣は、登録制賦購入あつせん業者が前条において準用する第十五條第一項第三号の規定に該當することとなつた場合において、当該登録制賦購入あつせん業者と制賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者の保護のため必要があるときは、当該登録制賦購入あつせん業者に対し、証券を交付してはならない旨を命ずることができる。

2 第二十條第二項の規定は、前項の規定による命令に準用する。

(販売業者の契約の解除)
第三十五條 登録制賦購入あつせん業者が前条第一項の規定による命令を受け、第三十三條において準用する第二十三條第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三十三條において準用する第二十六條第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録制賦購入あつせん業者と制賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

第四章 雑則
(報告の徴収)
第三十六條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、制賦販売業者に対し、その営業に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、制賦購入あつせんを業として営む者に対し、その営業に關し報告をさせることができる。

その営業に關し報告をさせることができる。

(立入検査)
第三十七條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録制賦販売業者又は登録制賦購入あつせん業者の本店その他の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)
第三十八條 通商産業大臣は、第十五條第一項（第十九條第二項（第三十三條において準用する場合を含む。）又は第三十三條において準用する場合を含む。）第二十二條第一項、第二十三條第一項若しくは第二項（第三十三條において準用する場合を含む。）又は第三十四條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相當な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立て)
第三十九條 この法律の規定による通商産業大臣の処分（第四十一條の規定により通商産業大臣の権限が地方支分部局の長に委任された場合には、当該地方支分部局の長の処分）に對して不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができ。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

2 通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行つた後、文書をもつて決定し、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

(主務大臣)
第四十條 この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣とする。

(権限の委任)
第四十一條 この法律により主務大臣又は通商産業大臣の権限に屬する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行なわせることができる。

第五章 罰則
第四十二條 次の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

一 第十一條の規定に違反して前式制賦販売を業として営んだ者

二 第三十條の規定に違反して、業として、証券を譲り受け、又

は資金の融通に關して証票の提供を受けた者

三 第三十一条の規定に違反して割賦購入あつせんを業として営んだ者

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第三十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

第四十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項（第十八条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して前払式割賦販売又は割賦購入あつせんの営業を開始したとき。

二 第十九条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して変更登録の申請書を提出しなかつたとき。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下罰金に処する。

一 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十七条 第二十五条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して登録の消除を申請しなかつた者は、一万以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）
2 第五条及び第六条の規定は、この法律の適用を受ける前に締結した割賦販売の契約については適用しない。

3 第三十一条の規定は、この法律の施行の際現に割賦購入あつせんを業として営んでいる者については、次の各号の一に該当する場合に限り、適用しない。

一 この法律の施行の日から六月間（その期間内に第三十二条の申請書を提出した場合には、その申請につき登録又は登録拒否の処分があるまでの間を含む。）その営業をする場合
二 前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに交付した証票に係る取引を結了する

る目的の範囲内でその営業をする場合
（通商産業省設置法の一部改正）

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 前払式割賦販売業者及び割賦購入あつせん業者を登録すること。

第九条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 割賦販売及び割賦購入あつせんに関すること。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、「出資金」の下に「（前項の規定により示された金額に相当するものを除く。）」を加え、「第二十五条第一項第七号及び第八号」を「第二十五条第一項第八号及び第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、前項の規定により事業団に追加して出資する場合において、当該出資金の全部又は一部が第二十六条の三第一項の保証基金にあてべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第二十五条第一項第十号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証

第二十五条第二項中「前項第十号」を「前項第十一号」に改める。

第二十六条第二項第七号中「前条第一項第七号及び第八号」を「前条第一項第八号及び第九号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 前条第一項第七号に規定する債務の保証の方法

第二十六条の二を次のように改める。

（区分経理）
第二十六条の二 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第九条の二第一項及び第二項の規定により政府の出資金（同条第三項の規定により示された金額に相当するものを除く。）並びにこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理

二 第二十五条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「保証業務」という。）に係る経理

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（保証基金）
第二十六条の三 事業団は、保証業務に關し保証基金を設け、第九条

の二第三項の規定により示された金額に相当する金額をもつてこれにあてるとする。

2 前項の保証基金は、保証業務に關し毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

第二十七条第二項中「貸付計画」の下に「及び第二十五条第一項第七号に規定する債務の保証の計画」を加え、同条第三項中「及び前項の貸付計画」を「並びに前項の貸付計画及び債務の保証の計画」に改める。

第三十六条の三第一項中「第二十五条第一項第七号」を「第二十五条第一項第八号」に改め、同条第二項中「第二十五条第一項第七号」を「第二十五条第一項第八号」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項第八号」を「第二十五条第一項第九号」に改める。

第三十六条の十二の次に次の八条を加える。

（保証契約の締結）
第三十六条の十三 第二十五条第一項第七号に規定する債務の保証は、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行からその事業を整備するために必要な資金であつて次に掲げるものの貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務（元本に限る。）について、事業団が当該銀行と保証契約を締結することにより行なうものとする。

一 当該採掘権者又は租鉱権者が

離職する労働者に対し支払うべき賃金（退職金を含む）の支払に必要な資金

二 当該採掘権者又は租鉱権者が事業を廃止する鉱区又は租鉱区に係る鉱害の賠償に必要な資金（保証契約の限度）

第三十六條の十四 事業団は、前条の保証契約により保証される債務の合計額が第二十六條の三の規定による保証基金の額に政令で定める倍率を乗じて得た額をこえない範囲内でなければ、新たに前条の保証契約を締結してはならない。

（保証料）

第三十六條の十五 事業団は、第三十六條の十三の規定により債務の保証をする場合には、当該債務者たる採掘権者又は租鉱権者から保証料を徴収することができる。

2 前項の保証料の額は、当該保証契約により保証される債務の額に、年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（保証債務の履行の請求）

第三十六條の十六 銀行は、第三十六條の十三の規定により事業団が保証した債務について、その弁済期（当該債務が分割して弁済されるときは、その最終弁済期）における債務の不履行又は当該債務者に対する会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定による更生手続開始の決定若しくは商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条（整理の開始）若しくは第四百三十一条第一項（特別清算の開始）の規定による命令

があつたときは、事業団に対して当該保証債務の履行の請求をすることができ。

2 銀行は、前項の債務の不履行又は決定若しくは命令があつた日から六月を経過した後でなければ、同項の請求をすることができない。

3 銀行は、第一項の債務の不履行又は決定若しくは命令があつた日から一年六月を経過した後は、同項の請求をすることができない。

（弁済金）

第三十六條の十七 事業団が第三十六條の十三の保証契約に基づいて

当該債務者に代わつて弁済すべき金額は、当該保証契約により保証された債務の額から当該銀行が前条第一項の請求をする時までに回収した額を控除した残額に、百分の五十を乗じて得た額とする。

（貸付金の回収）

第三十六條の十八 銀行は、第三十六條の十三の規定により事業団が保証する債務に係る貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

（業務の委託）

第三十六條の十九 事業団は、第三十六條の十三の保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済した場合に、その求償権の行使の業務を当該銀行に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた銀行が第三十六條の十六第一項の請求をした後回収した額と事業団から弁済を受けた日以後の利子の受領した額との合計額に事業団か

ら弁済を受けた額の第三十六條の十七に規定する残額に対する割合を乗じて得た額は、前項の規定により委託を受けた求償権に係るものとみなす。

3 第二十四條の規定は、第一項の規定により委託を受けた求償権の行使の業務に従事する銀行の役員及び職員について準用する。

（契約の解除等）

第三十六條の二十 事業団は、銀行がこの法律（これに基づく命令を含む）の規定又は第三十六條の十三の保証契約の条項に違反したときは、当該保証契約に基づき弁済すべき金額の全部若しくは一部を支払わず、若しくは弁済した金額の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保証契約を解除することができる。

第三十七條第七項中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。
第五十三條の二第三号中「第三十六條の八第五号」の下に、「第三十六條の十三」を加える。
第七十九條に見出しとして「報告の徴収」を附する。

附則 附則第二条に次のただし書を加える。

ただし、事業団の業務のうち債務の保証に係る部分は、昭和三十九年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過規則）

2 石炭鉱業合理化事業団が最初作成する改正後の第二十五條第一項第七号に規定する債務の保証の計画については、改正後の第二十七條第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

（印紙税法の一部改正）

3 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十二を次のように改める。

六ノ十二 石炭鉱業合理化事業団ノ発スル証書、帳簿

機械類賦託信用保険臨時措置法案
機械類賦託信用保険臨時措置法（目的）

第一条 この法律は、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行なう制度を確立することによつて、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「機械類」とは、中小企業の設備の近代化に資し、かつ、機械工業の振興上特に生産の合理化を促進する必要があると認められる機械類であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「割賦販売契約」とは、代金を政令で定める期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約をいう。

（保険契約）

第三条 政府は、会計年度ごとに、

機械類の製造業者又は販売業者（機械類の製造業者からその製造するすべての機械類を譲り受けてこれを販売する者その他政令で定める販売業者に限る。以下「製造業者等」という。）を相手方として、政令で定める機械類の区分ごとに包括して機械類賦託信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類賦託信用保険は、製造業者等が締結した機械類の割賦販売契約につき、政府と製造業者等との間に、製造業者等が当該割賦販売契約に基づいて機械類を引き渡した後（引渡し前にその設置のために労務の提供を必要とする機械類であつて政令で定めるものについては、当該労務の提供を開始した後。以下同じ。）に到来する決済期において支払を受けることができなかつた代金の額をてん補すべき保険関係が成立する信用保険とする。

3 政府は、次に掲げる場合には、第一項の保険契約を締結してはならない。

一 製造業者等が当該割賦販売契約を履行する能力を有すると認められない場合

二 当該保険契約を締結しても、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資すると認められない場合

（保険額及び保険金額）

第四条 前条第二項の保険関係においては、割賦販売契約に基づく機械類の代金の額のうちその機械類を引き渡した後に受領すべき金額

を保險額とし、保險額に百分の五十を乗じて得た金額を保險金額とする。

(保險金)

第五条 第三条第二項の保險關係に基づいて政府がてん補すべき額は、保險額のうち製造業者等が決済期において支払を受けることができなかった代金の額(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準する場合において、当該決済期後において決済期の到来する代金を将来にわたつて回収することができないことが確定であると認められるときは、その代金の額を加えた金額)から次に掲げる金額を控除した残額に百分の五十を乗じて得た金額とする。

(代金等の回収)

第八条 保險金の支払を受けた製造業者等は、第三条第二項の保險關係が成立した割賦販売契約に基づき代金の回収又はその割賦販売契約に係る機械類の処分その他当該機械類に関する権利の行使に努めなければならない。

(回収金の納付)

第九条 保險金の支払を受けた製造業者等は、その支払の請求をした後回収した金額から当該保險金に係る決済期以後保險金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保險金の額の第五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(契約の解除等)

第十条 政府は、製造業者等がこの法律(これに基づく命令を含む)の規定又は第三条第一項の保險契約の条項に違反したときは、同条第三項の保險關係に基づく保險金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保險金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保險契約を解除することができる。

附則

1 この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行後五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までに成立した第三条第二項の保險關係については、なお従前の例による。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十六号の二の次に次の一号を加える。

三十六の三 機械類賦払信用保險を行なうこと。

第十條第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 機械類賦払信用保險に関すること。

第二十七條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 機械類賦払信用保險に関すること。

二月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭産業の合理化に関する請願

(第五三六号)

一、九州地方開発促進に関する請願

(第五四一号)

第五三六号 昭和三十六年二月十日受理

石炭産業の合理化に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町議會議長 井上亭一

紹介議員 吉田 法晴君

石炭産業の不況対策と産炭地域の振興対策は、極言すれば寸刻を争う急務と化しているから、(一)緊急就労事業費を千三百十に引き上げるとともに、事業費の全額を国庫で負担すること、(二)炭鉱職者の中でも、比較的高令者は一般職種への転換がとくに困難であるので、その就労対策として産炭地域においてこれを対象とした継続的な事業を起し、吸収をはかること、(三)炭鉱職者臨時措置法の適用範囲を昭和二十八年以降に拡大し、特別職業訓練、広域職業紹介等を実施するよう措置すること、(四)一般失対事業等の就労者に要する期末資金に關しては、国において必要な措置をとり、自治体の負担軽減をはかること、(五)炭鉱関係自治体に地方交付税等により特別の財政措置を講ずること、(六)石炭産業安定のための長期計画を樹立するとともに、石炭需要の拡大及び石炭産業助成に必要な措置を講ずること、(七)関係自治体の産業の改造を行なうために必要な用水の確保、交通網の整備、鉱害復旧の促進等の措置を講ずるとともに、新産業の助成を図ること等を實現し、もつて民生の安定と関係自治体の危機打開を期せられたとの請願。

第五四一号 昭和三十六年二月十日受理

九州地方開発促進に関する請願

請願者 福岡市天神町一福岡県町村会館内福岡県町村長会内 柿原種雄外六名

紹介議員 吉田 法晴君

産業振興計画に関する経済審議会の答申内容を見ると、その重点は既成重工業地域の間をつなぐいわゆるベルト地域にだけ注がれ、九州地方はきわめて一部の小地域を除いては北九州工業地区をはじめ全域にわたつて、従来の投資比率を下回り、期待とは全く正反對の答申がされていることはまことに遺憾であるから、工業の振興を中心とする九州地方開発の積極的推進を図るため、(一)千九百四十五年、イギリスに

において制定された産業配置法にならい、すみやかに工場適正配置法(仮称)を制定すること、(二)後進性の強い九州各県にモデル地域を指定するとともに、計画的に工業の集積をはかつて新たな工業地帯を造成すること、(三)新工業地帯造成を促進するため、国は誘導的先行的に産業基盤となる道路、港湾、用地、用水等の積極的整備を行なうこと、公共事業については特例を設け、財政指数百分の五十以下の県に対しては地方負担の軽減を図ること、(四)北九州工業地帯に機械金屬工場の導入を図るとともに、すみやかに水資源開発方策を講ずること、(五)九州地方進出のための企業誘導方策として、イ、工場用地等用地取得に對し農地転用その他特例措置を講ずるため、関係法令を改正すること、ロ、国の財政投融资資金の大幅な増額をはかることともに、当地方にせひとも開発公庫を設置すること、(六)当地方に對する地域的特例として、現行、地方の産業を育成するための有価証券上場承認基準を引き下げる等の特典を期せられたとの請願。

(保險料率)

第六条 第三条第一項の保險契約の保險料率は、この法律による政府の保險事業の収入が支出を償うように、政令で定める。

(契約の限度)

第七条 政府は、一會計年度内に締結する第三条第一項の保險契約に基づいて成立する保險關係の保險金額の總額が會計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、その保險契約を締結